

# 仮設連棟ハウスリース A

件名	仮設連棟ハウスリース A	図面番号	1 / 5
図名	表紙	縮尺	NS
西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊		R3.12.15	

## 仕 様 書

1 件 名 仮設連棟ハウスリースA

2 実施場所 熊本市東区東町1丁目1番1号 陸上自衛隊健軍駐屯地

3 概 要 外注役務で行う仮設連棟ハウス等のリース

リースする仮設連棟ハウス等の規格・数量・設置場所

品 名	規格・数量等
連棟ハウス	(L21m×W9m×H2.7m)×1棟 ※1 連結部材含む
パッケージエアコン	5馬力×4台 配管工事含む
仮設電源設備	発電機 1台(100KVA以上) ※2 燃料タンク(399L)×1基 防油堤×1基 防音シート(発電機回り)一式×1か所
電気工事 (発電機使用)	分電盤1面設置 発電機から連棟ハウスまでの配線一式

※1 連棟ハウスの大きさ等細部についてはメーカー仕様(但しW9m以上のものとする)

※2 発電機ビックタンクの場合は、750リットル以上とする。

4 設置期間等

仮設連棟ハウス等の設置及び撤去

- (1) 設置期間 (令和3年度) : 契約日から令和4年3月17日
- (2) リース期間 (令和3年度) : 令和4年3月18日から令和4年3月31日
- (3) リース期間 (令和4年度) : 令和4年4月1日から令和5年3月31日(別途契約)
- (4) リース期間 (令和5年度) : 令和5年4月1日から令和5年12月6日(別途契約)
- (5) 撤去期間 (令和5年度) : 令和5年12月7日から令和5年12月20日まで  
(別途契約)

5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施する。
- (2) 役務以外の施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工すること。
- (3) 損傷を与えた場合は、監督官に報告すると共に請負業者の負担において速やかに復旧する。

- (4) 軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも係官の指示により実施するものとする。
- (5) 請負業者は契約後速やかに作業実施日を係官と調整し、決定すること。
- (6) 隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、請負業者が補償賠償の責を負うものとする。
- (7) 仮設連棟ハウス等のリースは、搬入出料を含むものとする。
- (8) 仮設連棟ハウス等の設置、撤去状況写真及びリース器材搬入状況を撮影し、整理した上1部提出する。不明な点は係官と調整の上実施するものとする。
- (9) 工程表及びリース期間中の緊急体制表を事前に提出すること。
- (10) リース期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障(照明の球切れ含む)については、契約業者の負担で速やかに修理するものとする。
- (11) 使用に際して不具合が発生した場合、迅速に処置を行うこと。
- (12) 修理等保守要員体制及び官側に対する窓口担当者の届出を行うこと。また、変更時も同様に速やかに届出を行うものとする。

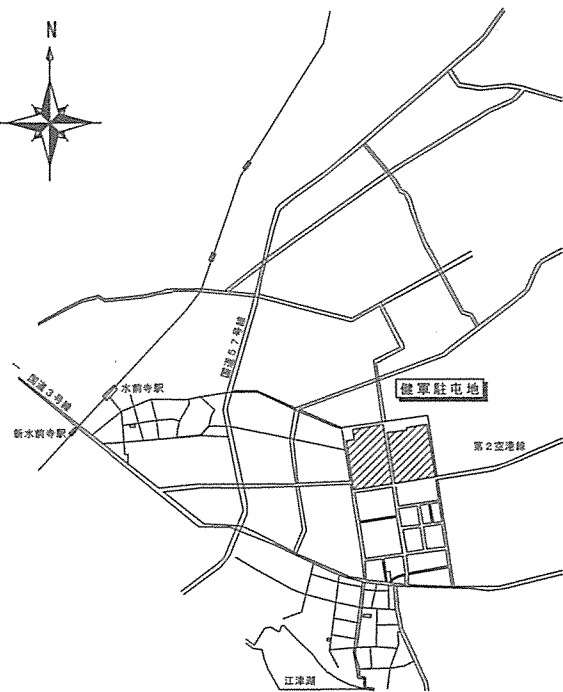
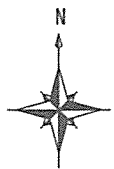
6 特記事項

- (1) 設置にあたり事前に熊本市への計画通知書、仮設建築物等許可申請手続きを実施し、その費用は請負業者負担とする。
- (2) 基礎については、建築基準法を満たす仕様とし、各メーカーの使用によるもの(現地盤を掘削しない工法)とする。
- (3) リースする器材は、各メーカーの仕様によるものとし、係官の承諾を得るものとする。
- (4) 本リースには、発電機用燃料の補充は含まない。
- (5) 設置完了後、機能点検を実施する。なお、機能点検に必要な燃料等は請負業者の負担とする。
- (6) 撤収時には、全ての器材を場外に搬出して跡地整備を実施すること。

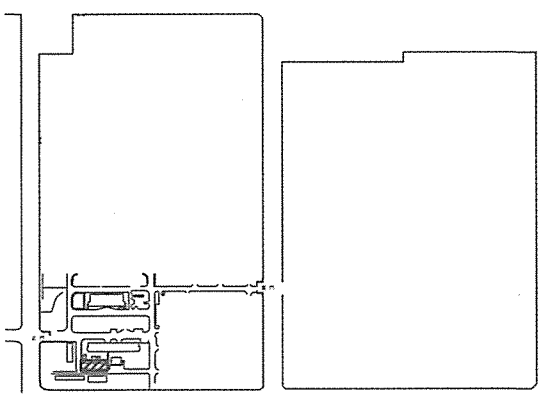
7 その他

その他、疑義がある場合は、部隊係官と調整して実施すること。

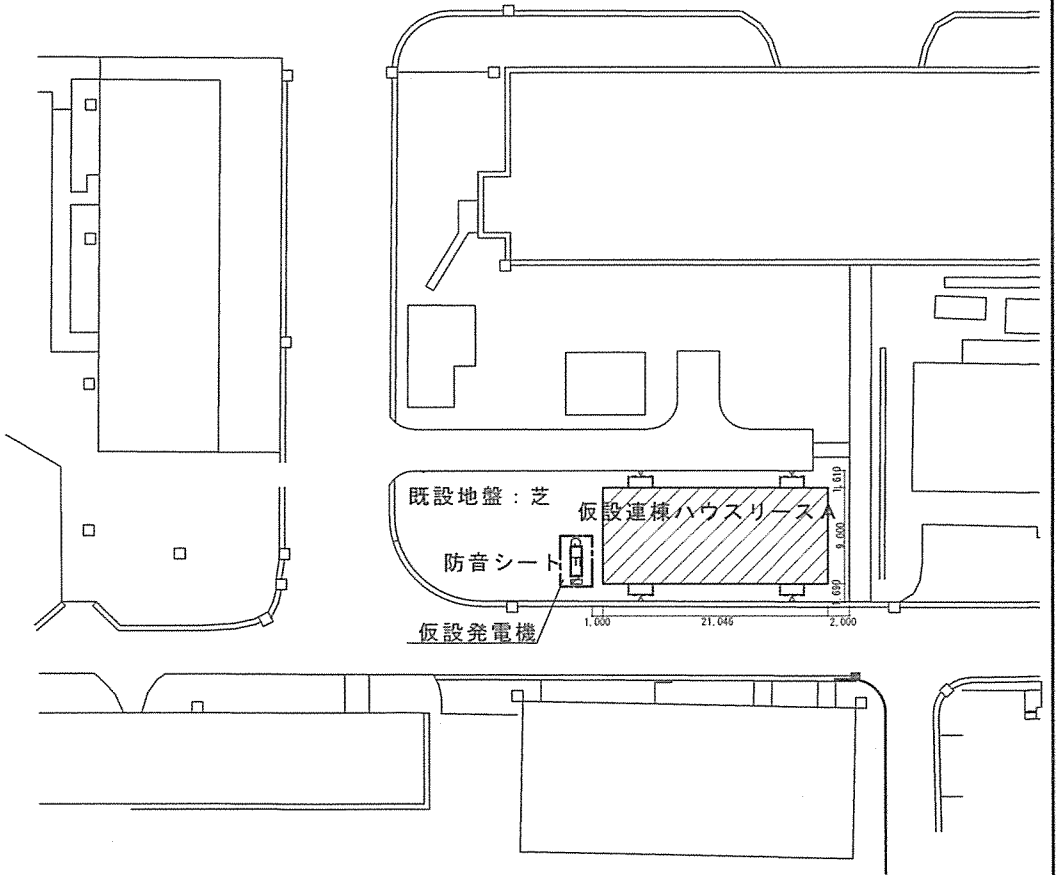
件 名	仮設連棟ハウスリースA	図面番号	2 / 5
図 名	仕様書	縮 尺	NS
西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊		R3.12.15	



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X



詳細配置図 S=1:500

件名	仮設連棟ハウスリースA	図面番号	3 / 5
図名	案内図・配置図	縮尺	NS
西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊		R3.12.15	



